

大通達甲（交指）第1号
平成22年3月18日

簿冊名	本部	例規(1年)
	警察署	例規
保存期間	本部	1年
	警察署	常用

交通部高速道路交通警察隊長
各警察署長 殿

交 通 部 長

交通事故鑑識官の指定及び運用について（通達）

悪質な交通事故事件等について組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うため、このたび、下記のとおり特定事故事件（死亡又は重傷事故のうち、救護義務違反に係るもの、危険運転致死傷罪の適用が見込まれるもの、一方の当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがあるもの及び警察職員が一方の当事者であるものをいう。以下同じ。）の現場指揮等を行う交通事故鑑識官を指定し、運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 任務

交通事故鑑識官は、特定事故事件等について、交通事故事件捜査統括官（以下「統括官」という。）の命を受け、実況見分及び鑑識活動についての現場指揮を行い、並びに警察署の交通課員等に対する交通鑑識等に関する教養を行うことを任務とする。

2 指定等

(1) 指定

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、警察庁が実施する交通事故鑑定専科を修了した者で、交通部交通指導課の警部補の階級にあるものを交通事故鑑識官に指定するものとする。

(2) 解除

交通指導課長は、交通事故鑑識官について、人事異動その他の事由により必要があると認めるときは、その指定を解除するものとする。

3 運用

(1) 現場指揮

交通事故鑑識官は、特定事故事件等の発生に際し、統括官と共に、速やかに現場に臨場し、統括官の命を受け、正確かつ綿密な実況見分が行われるよう現場指揮を行うものとする。

(2) 鑑識課機動鑑識班等との連携

交通事故鑑識官は、前記(1)により現場指揮を行う場合においては、刑事部鑑識課機動鑑識班及び登録交通鑑識員（死亡ひき逃げ事件等の重大な交通事故事件の発生に際し、現場に臨場して正確かつ緻密な実況見分及び鑑識活動を行うため、別に定めるところにより指定された者をいう。）と緊密な連携を図るものとする。

(3) 教養の実施

交通事故鑑識官は、警察署の交通課員等の捜査（鑑識）技量の向上を図るため、特定事故事件の実況見分及び鑑識活動を通じ、当該交通課員等に対し、実況見分及び鑑識活動の着眼点等について実地に教養を行うとともに、専科教養等において交通鑑識等に関する教養を行うものとする。

(交通指導課交通事故捜査係)